

平成31年度広島県子育て支援員研修事業業務委託仕様書

1 目的

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく給付又は事業として実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、県内の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要である。

このため、県内において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための子育て支援員研修を実施し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とする。

2 委託業務名

平成31年度広島県子育て支援員研修事業業務

3 委託期間

委託契約日から平成32年3月31日まで

4 委託金額

上限額8,847,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

5 委託業務の内容

（1）研修の日程，会場等の確保，設営

①研修の規模

- ・県内において、「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）（※1）5（3）に定める基本研修及び専門研修を実施することとし、それぞれの研修実施回数及び想定参加延べ人員は、原則として次のとおりとする。（表参照）

※1「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

②研修会場の確保（設定）

- ・受講者が研修を受講しやすいよう公共交通機関等を利用しやすい会場又は自家用車での受講に支障がない規模の駐車場のある会場を設定すること。

また、研修会場については、県内各地域の受講者の利便性等を考慮しつつ、会場を確保（設定）すること。

見学実習については、適切な実習先を選定すること。

③日程の設定

- ・受講者が研修を受講しやすい日程を設定すること。

表 研修内容等

名 称	実施回数	想定参加延べ人員
ア 基本研修	4回以上	400人
イ 専門研修		
・地域保育コース		
共通科目	3回以上	300人
地域型保育	1回以上	150人
一時預かり事業	1回以上	100人
ファミリー・サポート・センター	2回以上	110人
・地域子育て支援コース		
地域子育て支援拠点事業	1回以上	100人
利用者支援事業	1回以上	50人
・放課後児童コース	2回以上	150人

(2) 研修の内容の企画及び講師の選定

①研修の内容

- ・研修の科目、時間数及び内容等については、実施要綱及び「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課研修・研究助成係事務連絡）に定めるシラバス（以下「シラバス」という。）のとおりとすること。ただし、事業等の特性を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。
- ・また、授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるように工夫すること。

②講師の選定・連絡調整

- ・研修科目・内容に対する専門的な知識及び経験を有する者を講師として選定すること。
- ・「放課後児童コース」において、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員」又は「児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者」を講師とする場合は、当該講師は厚生労働省が実施する健全育成指導者養成研修を受講することが望ましい。
- ・講師については、最終的には県と協議の上、決定することとするが、日程調整等の連絡については委託先が行うこと。

(3) 研修の受講申込書等の作成と集計

- ・研修に係る開催要綱（研修日時、内容、場所等）、受講申込書をそれぞれ作成し、必要部数（各2,000部）を印刷すること。作成及び配布に当たっては、事前に県と協議し、県の指示に従うこと。
- ・受講申し込みの受付を行うとともに、受講者を取りまとめ、受講者に対して受講決定通知書を作成し、受講者に送付すること。
- ・受講申込書には、必要事項のほか、次に関する事項を記入（選択式を原則とする。）さ

せ、申し込みを取りまとめた後、集約したデータ（Excel形式）を県へ提出すること。
なお、受講申込書の作成に当たっては、事前に県と協議し、県の指示に従うこと。

- ▶ 受講者の就労状況に関すること（現在及び研修受講後に希望する就労の状況（就業先、勤続年数、就労形態））
 - ▶ 個人情報の市町への提供に関する同意に関すること
 - ▶ 研修受講の動機に関すること
- ・受講希望者への広報のためのポスター（500部）を作成し、提出すること。

（４）研修で使用するテキストの準備

- ・講師及び県と十分に協議し、テキストを作成すること。
- ・テキストの企画・作成に当たっては、シラバスの内容を踏まえて、受講者が理解しやすく、実践的に使用できるものを企画・作成すること。
- ・テキストについては、中央法規出版株式会社が発行する「子育て支援員研修テキスト」（価格2,700円）を用いるのが望ましいこと。ただし、適宜必要なテキストを追加することは差し支えない。なお、補助資料を用いる場合は、受講者にとって見やすいものとするよう配慮すること。
- ・「放課後児童コース」のテキストについては、中央法規出版株式会社が発行する「認定資格研修のポイントと講義概要」（価格1,080円）を用いるのが望ましいこと。ただし、適宜必要なテキストを追加することは差し支えない。
- ・基本研修及び専門研修に係るテキストの企画・作成に係る経費については、原則として受講者本人の実費負担とすること。ただし、受講者本人に過度に負担がかかることを避けるため、実費負担の一部を委託料により賄うことも可とする。
- ・上記に関わらず、「放課後児童コース」については、別途実施される「放課後児童支援員認定資格研修」との均衡を図るため、受講者の負担額は同研修と同様（1,000円程度）とすることが望ましいこと。
- ・受講者の実費負担額は、広く受講者を募集する趣旨も鑑みた上で、適切と考えられる額を設定すること。なお、最終的な決定に当たっては、事前に県と協議すること。

（５）研修当日の運営

- ・会場との連絡調整、会場の設営（後片付けを含む。）、司会進行、講師への対応等、研修を運営するために必要な業務の全てを行うこと。
- ・受講者の本人確認を行うこと。
- ・受講者の出席状況の管理（遅刻・欠席・途中退席等）を行うこと。なお、管理方法については事前に県と協議すること。

（６）研修終了後の業務

- ・受講者の修了評価を行うこと。
 - ・「子育て支援員研修修了証」及び「子育て支援員（基本研修）修了証明書」及び「子育て支援員研修一部科目修了証書」の印刷を行うこと。
- なお、印刷に当たっては、事前に県と協議の上、県の指示に従うこと。
- ・受講者から研修の内容等に関する意見等を聴取するため、アンケートを作成すること。

- ・受講者名簿を作成し、修了評価結果及びアンケート調査結果と併せて県に提出すること。
なお、受講者名簿には、「子育て支援員研修修了証」及び「子育て支援員（基本研修）修了証明書」及び「子育て支援員研修一部科目修了証書」の作成に必要な情報を必ず記載すること。
- ・事業完了後に実績報告書を作成し、県に提出すること。

6 提案を求める事項

- ・研修当日までの流れ及び研修当日の実施スケジュールを提案すること。
- ・研修実施の広報について提案すること。
- ・必要な講師の確保方策又は確保可能な講師について提案すること。
- ・テキスト及び受講者負担金額の設定について提案すること。
- ・特に授業形態は、適宜演習を取り入れる等、学びを深めるような工夫について提案すること。

7 契約に関する条件等

(1) 報告書等の提出

- ・業務完了後、実施状況等について、実績報告書を作成し、県へ提出すること。
- ・制作した成果品等も合わせて提出すること。
- ・受託者は県の求めに応じ、実施内容や実績写真などを県ホームページに公開できる形式に変換し、県の求めに応じ提出すること。

(2) 業務の履行に関する措置

- ・県は本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

(3) 成果品の利用

- ・県は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。
- ・本業務で使用したテキスト（レジュメ等を含む）一式については、県のホームページに掲載すること、市町や県民に対し広く配布すること、類似の研修で使用することを認めること。

(4) 機密の保持

- ・受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ・契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

- ・受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。